

○富谷市予定価格事前公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における入札制度のより一層の透明性及び公平性の確保並びに不正行為の防止を図るため、予定価格の入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）について、富谷市財務規則（昭和50年富谷町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、市が発注する工事及び委託業務（以下「工事等」という。）のうち、一般競争入札及び指名競争入札で執行されるもので、富谷市契約等審査委員会が選定するものとする。

(事前公表の内容)

第3条 事前公表をする予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を控除した価格とする。

(事前公表の方法)

第4条 事前公表の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 一般競争入札 規則第91条の規定による公告
- (2) 指名競争入札 規則第99条第2項の規定による通知

(入札執行の条件等)

第5条 事前公表を行った工事等の入札執行回数は1回とし、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 予定価格を超える価格の入札
- (2) 内訳書の価格が入札書と相違する場合
- (3) 内訳書が提出されていない場合
- (4) 内訳書に記名、押印がないもの、工事等の価格が記載されていないもの及び内訳書の金額がすべて記載されていないもの

2 入札において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2名以上ある場合は、抽選により落札者を決定するものとする。

(入札の中止)

第6条 入札の参加者が1者の場合は、中止とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月17日から施行し、同日以後に発注の手続きを行う建設工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。